

#### 4. 支給される給付金は、以下のとおりです。

- PMDAは、請求された方の本人確認や必要な書類が揃っていることの確認などを行った上で、裁判手続の中で認められた症状に応じて、以下の額の給付金を支給します。
  - ①慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡 4,000万円
  - ②慢性C型肝炎 2,000万円
  - ③①・②以外（無症候性キャリア） 1,200万円
- なお、給付金については、原則として、法律の施行日から15年以内（2023年（平成35年）1月16日まで）（※4）に請求していただくことが必要ですので、ご注意ください。  
（※4）平成29年の法改正により、給付金の請求期限の延長（法律の施行日から「10年以内」→「15年以内」）が行われました。

#### 5. 症状が進行した場合には、追加給付金の支給を受けることができます。

- 給付金が支給された後、20年以内に症状が進行した場合には、追加給付金として、進行した症状に応じた給付金の額と既に支給された給付金の額との差額の支給を受けることができます。
- 追加給付金の支給を受けるためには、症状が進行したことが分かる医師の診断書をもって、直接、PMDAに請求していただくことになります。再び訴訟を提起していただく必要はありません。
- なお、追加給付金については、請求される方が症状が進行したことを知った日から、3年以内に請求していただくことが必要ですので、ご注意ください。

#### 6. PMDAへの請求の際に必要な書類は、以下のとおりです。

##### 【給付金の場合】

- ① 製剤投与の事実、因果関係、症状を証明する裁判での和解調書等の正本又は謄本
- \*② 給付金支給請求書
- ③ 住民票の写しその他の給付金支給請求書に記載した事実を証明する書類

##### 【追加給付金の場合】

- \*① 症状が進行したことが分かる医師の診断書
- \*② 追加給付金支給請求書
- ③ 住民票の写しその他の追加給付金支給請求書に記載した事実を証明する書類

（※5）\*印の用紙は、PMDAに備え付けています。また、PMDAのホームページからもダウンロードして使用することができます。

#### 7. お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、PMDAまでお問い合わせください。

【連絡先】フリーダイヤル：0120-780-400（携帯電話、公衆電話からご利用いただけます）

【受付時間】月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）午前9：00から午後5：00まで

【給付金等の支給の仕組みに関する情報ページ】<http://www.pmda.go.jp/relief-services/hepatitis-c/0001.html>

##### 【給付金等の支給の対象となる製剤の一覧】

特定フィブリノゲン製剤
① フィブリノーゲン-BBank（S39.6.9）
② フィブリノーゲン-ミドリ（S39.10.24）
③ フィブリノゲン-ミドリ（S51.4.30）
④ フィブリノゲンHT-ミドリ（S62.4.30）

特定血液凝固第IX因子製剤
⑤ PPSB-ニチャク（S47.4.22）
⑥ コーナイン（S47.4.22）
⑦ クリスマシン（S51.12.27）
⑧ クリスマシン-HT（S60.12.17）

（※6）カッコ内は、製造や輸入販売の承認が行われた年月日です。④と⑧は、ウイルスを不活化するために加熱処理のみが行われたものに限られます。

**肝炎検査を受けましょう。C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。**

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>